

用語の解説

- ・ **保険者**

県内には 28 保険者があり、下記のとおりである。

保険者名・・・北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、那珂川町、粕屋町、苅田町、みやこ町、福岡県介護保険広域連合

福岡県介護保険広域連合の加入市町村は、39 団体である。

- ・ **第 1 号被保険者**

市町村又は特別区の区域内に住所を有する 65 歳以上の者をいう。

ただし、住所地特例に該当する場合や身体障害者福祉法に基づく障害者支援施設等の適用除外施設に入所している場合は、当分の間、第 1 号被保険者とはならない。

- ・ **第 2 号被保険者**

市町村又は特別区の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者をいう。

- ・ **認定率**

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。通常は第 1 号被保険者に対する第 1 号被保険者の要介護・要支援認定者をいう。

県年報の認定率についても、第 2 号被保険者は除いて計算している。

【算出】認定率＝65 歳以上の要介護・要支援認定者数÷第 1 号被保険者数(65 歳以上)

- ・ **前期高齢者、後期高齢者**

65 歳以上 75 歳未満を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者という。

- ・ **要支援・要介護認定者**

要介護（要支援）認定の結果、要介護 1～5 と認定された者を要介護認定者、要支援 1，2 と認定された者を要支援認定者という。

- ・ **住所地特例**

介護保険施設等に入所することにより、その施設の所在地に住所を変更したと認められる被保険者については、住所変更以前の住所地の市町村を保険者とする特別措置。

- ・ **特別対策**

介護保険制度の円滑な導入を目的として、国の特別対策により、1号保険料及び低所得者の利用者負担の軽減措置が講じられた。

＜1号保険料＞介護保険制度は平成12年4月1日から始まったが、平成12年9月末日までの半年間は第1号被保険者の保険料を無料とし、平成12年10月1日から平成13年9月末日までの1年間は本来の額の半額とした。

財源・・・全額国庫（保険者に対し、保険料軽減のための財源として「介護円滑導入特例交付金」を交付した。）

＜利用者負担＞低所得者に対して、介護保険サービス利用料を減額することにより、利用促進を図ることを目的として次の措置が講じられた。

財源・・・いずれも国 1/2、県 1/4、保険者 1/4

① 障害者に対するホームヘルプ利用料軽減措置・・・障害者施策によるホームヘルプを利用していた低所得者が、介護保険によるホームヘルプを利用することとなった場合は、利用者負担を3%（H12.4～H19.6末）とするもの。（H19.7～H20.6末は6%）

② 社会福祉法人による利用者負担の減免・・・社会福祉法人が提供するホームヘルプ、デイサービス、短期入所及び介護老人福祉施設の4つの福祉系サービス利用について、利用者負担を減額するもの。

平成17年9月までは、高齢福祉年金受給者、境界層該当者等に対して利用者負担を原則1/2。

平成17年10月からは、年間収入が150万円以下等の要件を満たす者に対して利用者負担を原則3/4にするもの。